

札幌市の少子化への具体的な対策について

(答 申)

平成 14 年 3 月 15 日

札幌市社会福祉審議会

目 次

はじめに	1
1 将来予想と影響	1
2 少子化の原因としての、未婚率の上昇及び夫婦の出生児数の減少	3
3 子育ての4つの負担	4
4 長期的展望と社会的ジレンマ	5
5 少子化対策への新たな発想 - エンゼルプランの発想を越えて	6
6 少子化対策にあたっての基本的考え方	8
7 従来対策の検証	9
8 エンゼルプランの一層の拡充 - 必要条件的対策	11
保育所待機児童の解消	11
地域子育て支援事業の発展的あり方	11
子育て支援と青少年の意識啓発への取組	13
子育て・子育て支援センター	15
その他の各種事業	17
9 エンゼルプランを越えて - 十分条件的対策	17
少子化に関する市民への情報提供と意識啓発	19
企業に対する家庭と仕事のあり方に関する働きかけ	20
企業における働き方の見直しを支援する枠組づくり	22
社会全体で支援する枠組づくり	23
10 「子育て共同参画都市」宣言	24
11 横断的な行政機構	25
おわりに	26
図表	29
(資料)	
審議経過	34
少子化対策専門分科会委員名簿	36

はじめに

当審議会は、平成12年9月20日、札幌市の少子化への具体的な対策について諮問を受けた。

本市の平成12年の出生数は15,347名とピーク時の4分の3の水準にまで減少し、合計特殊出生率は1.05と人口置換水準（注1）を大きく下回り、全国的にも最低水準が継続している（図1参照）。

少子化問題は平成10年度版厚生白書で大々的に取り上げられたことから国民の大きな関心を集め、政府も少子化対策推進基本方針を策定し、新エンゼルプランを推進するなど取組が進められている。しかし、その実態は、依然として、少子化対策といえは、保育所の充実に代表される子育て支援のことであるとの発想にとらわれたままであり、深刻な人口減少社会への対策としてはいささか不十分であると考えられる。

以下では、少子化の現状・背景から始め、政府によるこれまでの少子化対策の評価を踏まえ、新たな少子化対策への発想と具体的な対策について提言したところである。本答申が札幌市の少子化対策に反映され、21世紀の札幌市における少子化への理解の促進と対策の進展につながることに期待するものである。

1 将来予想と影響

国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、平成8年の全国の合計特殊出生率(1.43)などの諸条件が不変と仮定すれば、約100年後の我が国の人口は、現在の約4割の水準にまで低下する。この前提で敢えて計算すると、日本の人口は2500年頃には約30万人、3000年頃には約500人、3500年頃に

は約 1 人になるとされ（注 2）, このことは日本国の存亡そのものに関わる深刻な事態である。

札幌市でも第 4 次長期総合計画の策定にあたり, 平成 32（2020）年の総人口を 210 万人, そのうち年少人口は 27.4 万人で, 人口に占める割合は, 13.1% に低下すると見込んでいる。我が国の人口動態を考慮すると, 本市人口の将来予測も決して予断を許さない状況にあると言え, たとえ本市の総人口が当面は維持されるにせよ, 独り本市だけが人口減少の影響を免れることは不可能であると考えべきである。

少子化が市民一人一人及び本市行政に及ぼす影響にはプラス面マイナス面があるが, この答申ではマイナス面の影響が極めて大きいと判断する。そのマイナス面の影響を回避し解決し, 札幌市の都市発展の基盤を築くことは, 北海道のみならず, 日本社会全体の利益にもつながるはずである。

少子化の進行とその社会的影響は, 市場の縮小や労働力人口減少などの経済成長のマイナス要因あるいは年金財政上の逼迫化といった経済的問題に局限化されるきらいがあるが, その影響は国民全体, 社会全体の将来に密接に関わっている。特に, 13 大都市では東京都区部に次いで 2 番目に低い合計特殊出生率の本市においては, 経済活動にとどまらず, 市民福祉, 地域社会活動, 行財政を含め都市経営全般に深刻な事態を招くおそれがある。

このような観点から, 札幌市が少子化対策に取り組むことは, 本市の市民福祉を向上し, 持続的な都市の発展を維持するためにも, 地方分権が進む自治体に課せられた課題でもありと考える。

2 少子化の原因としての、未婚率の上昇及び夫婦の出生児数の減少

日本における少子化の最大の原因は、未婚率の上昇にある。5年又は10年ごとの合計特殊出生率の変化を「年齢別有配偶率の変化」による影響と「年齢別有配偶出生率の変化」による影響とに分解すると、全国では、「年齢別有配偶率の変化」による影響はほぼ一貫してマイナスに作用しており、「年齢別有配偶出生率の変化」による影響は部分的にはむしろプラスに作用している（表1・表2参照）。本市の合計特殊出生率に関する同種データは入手困難であるが、国勢調査年ごとの20歳から39歳までの男女の未婚率は昭和55年から大きく上昇しており、平成12年においては、30歳から34歳までの層では男性の2.5人に1人、女性の3人に1人、35歳から39歳までの層では男性の4人に1人、女性の5人に1人が未婚である。

このことから、本市の少子化の主要な原因も、未婚率の上昇であると推定できる。

更に、上述の合計特殊出生率の変化に対する寄与割合においては、全国ベースでは「年齢別有配偶出生率の変化」の影響の方が小さいものの、そもそも札幌市を含む北海道においては、「年齢別有配偶出生率」自体が全国平均を下回っている。平成12年における「年齢別有配偶出生率」は、20歳から34歳まで（5歳階級別）の各層において、全国平均を下回っており、未婚率の上昇による影響を一層深刻なものにしている（図2参照）。

近年では夫婦の出生児数が減少し、結婚すれば2人は子どもを持つとの前提がかけりを見せはじめているとの見解も出ており、この面からの影響も無視できないものと考えられる。

3 子育ての4つの負担

その背景には、結婚して家庭を築き、あるいは子どもを持つことで生じる様々な負担感がこれらの行動に際し、抑制的に作用していることが挙げられる。

もう少し具体的に述べるならば、個人の自由を重んずる気風が一般化し、独身の自由を求める欲求が強いこと、親との同居を前提とした結婚前の快適な生活水準を維持する欲求が若い世代に強いこと（この点を強調し、パラサイト・シングル（注3）と言われる行動様式が一般的に認識されてきている。）、また、親世代も含め結婚に関する社会規範が変化し、結婚に対する世間の圧力が減少したことなどが、未婚率上昇の複合要因として存在する。

特に、女性にとっては、高等教育進学率の上昇とともに経済的自立が進み、結婚・育児による就業中断に伴う機会費用（注4）が増加していること、結婚・育児に伴う仕事との両立の負担感が高まっていることも背景として挙げられる。

出生から大学卒業までの子育て費用は、様々な試算が行われているが、大学進学を前提とすると、概ね1人当たり2,500万円程度に達するとされている（注5）。更に、出産・育児に伴う女性の就業中断の機会費用は6,300万円とも推計されている（注6）。

こうした経済的負担に、子育ての精神的負担、及び主に乳幼児期における子育ての時間的拘束による負担、肉体的負担を加え、子育ての4つの負担が複合的に絡まりあい、子どもを持つことに伴うマイナスイメージが増幅された結果、いわゆる「産み損」・「育て損」なる用語が浸透しつつあるのが実際である。

これらは、戦後の日本社会における価値観やライフスタイ

ルの変化に依拠する部分が大きく，これらをにわかに否定し変容を図ることは困難である。

更に，長引く不況が子どもを持つ時期や人数にマイナスの影響を及ぼしているとの指摘もあり，北海道の深刻な経済状況が道民の若い世代の結婚・出産に大きな影響を与えているものと考えられる。加えて札幌市においては，九州や本州と異なる「家制度」にこだわらない北海道独特の「家族観」，過去からの育児知識の継承や家庭内での子育てへの援助が可能である3世代同居率の低さなどが作用しているものと想定される。

4 長期的展望と社会的ジレンマ

こうした背景のなかで，結婚や子どもを持つことに関して直接の当事者となる若い人々にとって，ともすれば当面の生活の安定を優先し，敢えて不確実性，負担を伴う選択を行うことを先送り，回避する傾向が生まれることもやむを得ない。

特に，女性にとっては，結婚・育児に伴う仕事との両立の負担感及び育児そのものの負担感があり，その背景には，職場における男性偏重，長時間労働，育児休業制度等への理解の低さなど，日本的な企業風土に象徴される企業のあり方とそれを許容する個人意識・家族意識が密接に関わっていることは周知のとおりである。

こうした，個人・家族・企業の態度は何れも短期的な効用拡大の観点からは合理的選択であるといえる。しかし，少子化の進行に伴う将来の人口減少は，長期的には少子化のマイナスの影響を全ての個人・家庭・企業に及ぼすであろうことは容易に推測できる。したがって，現在の選択が，将来，国家と国民全体に必ずしも望まない結果を及ぼし，その結果を

全員が甘受しなければならないことを認識しなければならない。これは典型的な少子化に伴う社会的ジレンマと呼ばれるものである（注 7）。

5 少子化対策への新たな発想 - エンゼルプランの発想を越えて

少子化が言われながらも，依然として「いずれ結婚するつもり」とする若い未婚者が国民全体に占める割合は80%を越えている（注 8）。したがって，結婚自体は依然として否定されてはいないとの現実を前提として，当事者世代が出産と育児を選択するなかでその社会環境を整備することの重要性に着目し，これまで政府，自治体による少子化対策が講じられてきた。

国は平成6年に「（旧）エンゼルプラン」を，平成11年に「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」を策定し，全力で対策に取り組んできた。札幌市でも平成8年に「札幌市子育て支援計画」を策定し同様に取り組んできたところである。

しかし，この間も，出生数は低下傾向を続けており，これらのプランがどれだけ効果があったのか直接的にはうかがい知れない状況であり，6年目が経過しようとしていることもあり，点検評価が求められる時期になった。

この状況を踏まえ，札幌市での少子化対策のあり方について，根本的な検討を加えることとしたい。これまでの対策の効果が直接的に表れていない原因を考えてみるならば，そもそも少子化の背景・原因のとらえ方が間違っていた，少子化の背景・原因のとらえ方は妥当であったが対策が十分に対応していなかった，又は種々の対策は講じられたものの

それ以上に背景・原因の作用が強力であったのいずれかであると考えられる。

確かに、これまで採られてきた少子化対策の効果が数値として表れていないことをもって、ただちに札幌市の保育所入所定員の拡大、各種保育サービスの多様化の進捗及び地域子育て支援事業などの家庭での子育てに対する支援の実績の全てを否定するものではない。

しかし、これらの対策の主要な部分を占める、保育、子育て支援、母子保健などの取組は、主に「有配偶出生率」を維持するとの観点からの対策であって、少子化の最大の原因である未婚率の上昇に対しては間接的な効果しか持たないものである。なぜなら、有配偶者の子育ての環境が整備されることで、結婚や子どもを持つことに伴う不利益の軽減が図られるとの意識を通じて作用するからである。

21世紀の都市では、従来からの間接的な対策に加え、少子化の社会・経済的な要因に、より直接的に作用する対策をより積極的に検討することが必要である。これらは、男女共同参画社会の形成推進、労働時間短縮、育児休業制度の推進、更には未婚率の上昇や少子化をどのように評価し、国全体として今後の我が国のあり方をどのように設計するかに関わる領域であり、国においては、主に男女共同参画行政、労働行政及び社会保障行政の一環として取組がなされてきた領域である。

しかし、これらの領域は、札幌市においては、これまで男女共同参画行政を除き積極的には関与してこなかったところであり、市民と企業、更には行政内部においても、理解・認識が必ずしも十分ではないと考えられ、今後、札幌市としても一層の取組が求められる課題となっている。

これからの少子化対策は，短期的で部分的な政策を越え，総合的で長期的な内容に移行させる時期にきている。そうすることで，保育と子育て支援を中心とした従来型の少子化対策の効果も一層高めることが期待できる。

そこで，以下で，従来型の対策の評価と提案，並びにこれまで取り組んでこなかった領域に関わる対策についてそれぞれ検討を進めることとする。

6 少子化対策にあたっての基本的考え方

少子化対策の検討にあたっては，

結婚や子どもを持つことは当事者の自由な選択に委ねられるべき事柄であり，少子化対策が個人の自由な意思を拘束し，選択を妨げることがあってはならないこと。

少子化の原因・背景を市民誰もが十分理解し，社会全体が当事者としての意識を持って，少子化への取組を進める必要があること。

男女共同参画社会の形成を進め，男女の多様な価値観を尊重し，その実現が図られるように努めること。

少子化対策にあたっては，常に子どもの健全な成長を保障するとの観点から取組を進めること。

少子化対策を効果的に進めるためには，少子化の背景・要因を関係する当事者ごとに分類整理し，それらに応じた総合的対策を講ずる必要があること。

以上を原則として掲げることとする。

これらに加え，男女共同参画社会の形成にあたっては，男女共同参画社会基本法に掲げる，「男女が社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における

活動に参画する機会が確保され，政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができる社会」の形成に当たり，女性のライフスタイルの多様性としての，仕事と結婚・子育てとの両立，専業主婦としての生き方，地域社会活動等との両立といった様々な社会との関わり方をいずれも尊重するとの視点に基づき，本答申を取りまとめることとした。

7 従来対策の検証

これまで札幌市では，「札幌市子育て支援計画」に102の個別事業を掲げ，対策を積極的に推進してきた。ただし，これらの子育てを支援する対策の多くは，間接的に当事者の意識変化を介して，結婚や子どもを持つとの選択に作用するものである。

これらの少子化対策は，札幌市においては，保育，育児支援，母子保健，小児医療，児童手当，子どもの交流の場・遊び場の確保などが主要な事業であるが，これらの大部分は児童福祉部門が担っている。

札幌市では，従来から，子育てと仕事との両立支援に重点を置き，保育所定員の拡大，延長保育・病後児保育等の保育の多様化対策，放課後児童クラブの拡充などの対策に積極的に取り組んできた。また，地域子育て支援事業の独自展開など家庭における子育てへの支援も行ってきた。

しかしながら，年度当初の待機児童数が依然として100人を越え，定員超過入所が常態化している状況，更には，ベビーホテルをはじめとする事業所内保育施設以外の認可外保育施設への入所児童数が近年増加している状況が見られる。

特に保育所待機児童数は，自治体における子育てと仕事の両立支援策の指標とみなされており，市民の意識に与える影

響も大きいものがあり，小泉内閣の「構造改革」における優先順位も高い。

また，日中，主に家庭において母親が子育てをしている親子についても，核家族化や3世代同居率の低下が進んでいるにもかかわらず，父親の子育てへの参画が進展しにくく，過重な負担が母親にかかっており，肉体的・精神的・時間的拘束による負担感があることは事実である。こうした環境を，子育てはすばらしい，他には替えがたい価値があるといった精神論で乗り切ることを期待することは，社会全体の自由度が高まり，結婚・子育ての価値観が変化した中で，もはや何ら解決をもたらすものではない。近年，札幌市の児童虐待件数が急増していることを十分に考慮しておきたい。

札幌市においては，平成9年度に従前の「仲よしこども館」を「地域子育て支援事業」に再編し，既存の「地域子育て支援センター」とともに，主に家庭での子育てに対する地域に根ざした支援に取り組んできており，更には，子育て支援検討会議を設置し，関係当事者間の連携強化を図ってきたところである。

しかし，現行の地域子育て支援事業にあっては，親子の自由な交流の場（子育てサロン）が1児童会館あたり週1回90分であり，負担に耐えかねた親が緊急に利用することが可能な体制は整えられていない。保育所利用者が毎日8時間程度の保育サービスを保障されているのに対して，専ら家庭で子育てを行う専業主婦に象徴される母親に対する支援は大きな格差がある。このことは，女性のライフスタイルの多様性を保障する上でも，配慮しておきたい大きな問題である。

8 エンゼルプランの一層の拡充 - 必要条件的対策

こうした，札幌市における都市社会環境を踏まえ，エンゼルプランの拡充を少子化対策の必要条件的対策として，4点ほどの提言を行いたい。

保育所待機児童の解消

1点目は，保育所待機児童の解消である。既に，保育所待機児童数が自治体における両立支援策の指標とみなされていると述べたが，保育所待機児童解消と保育サービスの多様化を，積極的に推進し，あらゆる就労形態に対応可能な保育サービスを提供すべきである。

将来，子育てと仕事の両立支援が不十分であったがために少子化の進行に歯止めがかからなかったと批判されることのないよう，この取組を加速させるべきである。

また，保育サービスの供給増に伴い，その運営にかかるコストも大きく伸びている。札幌市の財政構造が厳しい中で，可能な限り保育コストについても効率的運営が求められており，保育所運営主体の多様化に対する札幌市の具体的な取組が求められている。同時に，利用者の安心と子どもの発育を保障する観点から，保育サービスの質の確保を図ることが重要である。

地域子育て支援事業の発展的あり方

2点目は，地域での子育て支援事業の発展の方向性についてである。既に述べたように，結婚や子どもを持つことは当事者の自由な意思ではあるが，現状では，子どもを持つとの選択をした当事者は，子育てに伴う負担を全て引き受け，自ら解決していくことを強いられている。子育ての

責任はその親にあることはもちろんだが，核家族化の進行や3世代同居率の低下が進み，子育ての経済的負担が強く意識されている昨今，少なくとも精神的，肉体的及び時間的拘束による負担の軽減について，全ての子育て家庭が安心して子育てができる，より強固な社会全体による支援策が求められている。

これまで札幌市では，地域子育て支援センター，地域子育て支援事業，一時保育及びさっぽろ子育てサポートセンターなどを通じ支援がなされてきた。

それでも，未だ24時間子育て家庭を見守る体制には到っておらず，困ったときにいつでも支援が受けられる体制にはまだまだ遠いものがある。少子化が市民全体の課題となった今日，限られた行政関係者を中心とする子育て支援の現状を越え，広く社会全体で子育て家庭を支援したい。

そのために，現行の地域子育て支援事業・地域子育て支援センターのあり方について検討すると，以下の変更点が浮かんでくる。

少なくとも，現行の児童会館巡回方式の子育てサロンですくい上げることのできない地域の家庭の需要に対応することを目指すのであれば，最低限，平日の日中時間帯は，各地域に，常時，子どもを連れて行くことが可能な子育て支援のための場所を確保しておくことが必要である。そのためには，現行の子育て推進課各区センター及び公立保育園7園の地域子育て支援センター事業園に加え，保育所及び幼稚園の活用を通じ，地域の子育て拠点を構築することが最短であると考えられる。これによって，保育所・幼稚園も限られた通所世帯のための施設から，地域の子育て家庭全体の支援施設へと転換が図られることになる。

これに加えて，各区に最低 1 か所程度の常設の拠点を設置し，現行の子育て支援事業のほか，地域の活動のコーディネート，他機関との調整等の役割を担うことで，概ね子育て家庭に対する支援体制は整備されるはずである。

子育て支援と青少年の意識啓発への取組

3 点目は，子どもの育ちを支援する，「子育て支援」の概念の導入である。従来の少子化対策の主要部分は，子育てと仕事との両立支援及び子育ての直接的負担の軽減といった，子育て中の親を支援する施策を進めることを通じ間接的に少子化への対策を講じてきたものである。

これに加え，これからの少子化対策には，新たに，将来，家庭を築き，子どもを持つ可能性を持つ，子ども自身の成長を長い目で支援する，「子育て支援」の発想が必要であると考える。

特に中学生・高校生等の，これから社会に参加していく世代が，家族観を涵養し，自らの意思で様々な人生を選択して行く能力を獲得していく過程を支援することが，長期的には少子化への対応となると言える。なぜなら，自らの「育ち」を地域やそこに住む人たちに援助された経験は，次には，自らが，地域で「子育て」を担い「子どもの育ち」を援助することを，肯定的に理解させるからである。

こうした「子育て支援」の観点からは，主に，児童会館の利用想定年齢を越える小学校高学年，中学・高校生の放課後・休日の居場所づくり，青少年の家族観・子ども観の涵養のための子育てボランティア体験，人工妊娠中絶率が高い現状を踏まえ，心身の健全な成長を支えるためのリプロダクティブヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権

利)に関する教育及び男女共同参画についての意識啓発などへの取組が必要であると言える。

これらは比較的専門性を持った学校教育領域に関わる事柄であり、支援を行うことにより、今日、家庭の養育力が低下していると言われる中で、子どもの育ちを支援することが、保護者の家庭における養育・教育を間接的に支援し、子育て支援につながると見てよい。

平成13年12月に策定された男女共同参画基本計画では、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実が盛り込まれており、平成14年度には小中学校で新学習指導要領がスタートする(高等学校では平成15年度から年次進行により段階的に適用)。

具体的には、高等学校学習指導要領では、

ア 男女共同参画社会の推進、少子高齢化等に対応し、人の一生と家族・福祉に関する内容を重視して、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と態度の育成を図る。

イ 家庭生活を営むために必要な衣食住や消費生活などに関する知識・技術を総合的に身に付けさせることを重視する。

とされ、普通教科としての家庭科が重視されている(注9)。

それゆえ、そのための実践的な活動として、保育所等での乳幼児との触れ合いや交流などの取り入れについて留意することとされており、今後の取組への環境も整えられつつある。

なお、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画は、社会制度・慣行の見直し意識改革、雇用等の分野に

おける均等な機会と待遇の確保及び男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援など極めて広い領域に及んでいるが、直接的に少子化対策を狙ったものではないことへの配慮もしておきたい。男女共同参画社会の形成はあくまでも少子化対策の必要条件なのである（注 10）。

子育て・子育て支援センター

4点目は、「子育て支援」及び「子育て支援」の拠点としての支援センター構築についてである。既に若干触れたが、地域における子育てをコーディネートし、また、現状では取組が進んでいない子どもの育ちを支援するための拠点として、各区に常設の交流スペースと事務部門を備えた「子育て・子育て支援センター」を設置することが必要と考える。

これは、これまで培われてきた札幌市の子育て支援関連事業の人的体制・地域との関わり・関係者とのネットワーク等の蓄積を基盤にするものであり、施設的な確保が可能であれば、札幌市が社会全体で子育て家庭を支援していく上での拠点として容易に構築可能なものである。

更に、これらの「地域子育て・子育て支援センター」を統括調整する専門機関「子育て・子育て支援中央センター」を設け、子育て・子育て支援関連事業の連絡調整、調査研究、普及啓発等にあたることが望ましいと考えるものである。

ところで、児童福祉施策及び少子化対策は、既に相当の規模に達しており、今後、この答申内容も含め一層拡大することが予想される。これからの少子化対策を考えるにあたって、事業実施のあり方についてもここで少し触れてお

きたい。

上に述べた子育て・子育て支援に関係する事業は、現在、主に公立保育所及び地域子育て支援事業によって担われており、従事する札幌市職員も相当数に達している。今後、少子化対策を拡充するにあたっては、可能な限り人的・財政的負担に配慮した事業化が望まれるところであり、地域に根ざした子育て・子育て支援を進めるとの基本理念のもとに、民間の保育所、幼稚園及びボランティアの担う役割について検討する時期にあると考える。とりわけこれまでのボランティアの主力がいわゆる専業主婦層であったことをしっかり認識して、仕事と家庭との両立を実現するとの生き方を選択をした女性とともに専業主婦という生き方を選択した女性への支援も欠かせないことを理解しておきたい。

これまで市職員が子育て支援活動の企画・立案・実施をしてきたが、今後の展開にあたっては、一層の活動進展に対応するため、民間施設、ボランティアを事業運営の委託先として、あるいは、場合によっては、事業の企画・立案等も含む事業の担い手として位置付けるべき時期に来ていると考える。

特に、保育所と幼稚園は既に施設・人材が備わっており、多少の運営ノウハウと運営経費があるならば、自主的に地域の子育て・子育て支援の場として活動を展開していくことができるものと考えられる。

また、同様に、ボランティアについても、専業主婦を軸として若年者と高齢者までも広げてこれからの事業の担い手として育成を図り、世代間リレー的な人材の確保に努めるべきである。

更に，こうした試みが成功するには，事業の利用者が意見を表明する機会が設けられ，その声を運営に反映し，情報公開していくことも重要になってくると考える。このことは，他の事業に関しても言えることであり，市民・民間の活力を少子化対策の推進に積極的に取り入れることを常に意識して事業展開を図るべきである。

その他の各種事業

これらの対策に加え，子育て家庭を支援することを目的とする，母子保健サービス，公園・緑地・児童厚生施設・文化施設などの整備，乳幼児連れでも移動の容易な公共交通機関と周辺道路環境などの整備などについて，札幌市全体が子育て支援に真剣に取り組んでいるとの意識が浸透するまで，積極的に取り組むことが不可欠である。

また，札幌市では相当の体制を整えているものの，小児救急医療体制に関する全国的な不安の高まりなどに関しては，本市の現状について市民が冷静に現状を理解できるよう情報提供に努めるとともに，一層の拡充について期待する。

9 エンゼルプランを越えて - 十分条件的対策

さて，札幌市における少子化の主要な原因として未婚率の上昇があり，これに対しては，保育や子育て支援に係る事業は当事者の意識に間接的に作用することを通じてのみ影響を及ぼすことが可能であることを見てきた。これらの対策が適切に行われたとして，少子化の傾向に歯止めがかかるかどうかは現時点で予断を許さないし，むしろ，これまでに述べた，結婚や子どもを持つことに対する価値観が大きく変容しているとの前提が正しければ，これまでに展開した必要条件のみ

では不十分で，より直接的に当事者の意識に訴えかけ，行動の変容を生み出す施策が必要となるはずである。

同時に，少子化の影響について，市民全体が自らの課題として考え，長期的展望に立った選択を行っていくことが必要な時代になっている。

日本の適正人口について，市場，経済成長，労働力，医療制度，年金制度，国民負担の将来のあり方といったマクロ的観点から真剣に検討することが，市民一人一人に求められる時代が到来している。

特に，今日，いわゆるパラサイト・シングルあるいはDINKS（注¹¹）といわれる人々が増加しているが，これらの人々も，将来は，自己の選択とは関わりなく，否応なしに人口減少社会に直面することとなり，その社会環境を受け入れなければならない。労働生産性に飛躍的な変化がおきなければ，経済活動は労働力人口に依存する側面は大きく，社会的負担，特に，税・社会保障負担に関しては，将来世代となる自らと同世代の産んだ子どもに依存するところとならざるを得ない。

従来，子育てや少子化の影響に直面し，真に検討を迫られてきた当事者は，子どもを持つ親，年金・母子保健・保育など特定分野の行政関係者，女性労働者を雇用する企業のみならず事実上限られてきた。

しかし，これからの時代は，誰もが少子化のマイナスの影響下に立たされることになるのは間違いない。社会システムを永続的に維持していく上で，少子化への対応は国民的・全市民的な課題であると位置付けられ，そのことを認識し，幅広い市民各層が少子化に関心を持ち，行動を起こすことが求められている。以下では，そのための札幌市に対する3つの

提言と，更に，敢えてより広く社会全体に対しての提言を行うこととしたい。

少子化に関する市民への情報提供と意識啓発

まず，札幌市への提言であるが，その一つは，市民への少子化に関する積極的な情報提供と意識啓発の実施である。

少なくとも現状では，少子化は，社会保障や行財政に関心を持つ人々には一定の理解を得られてきたが，多くの市民にとっては，遠い将来の懸念と捉えられるか，あるいは直面する子育ての負担を何とか解消したいとの観点からの支援策への期待として出現するに過ぎず，未だ市民全体に十分認識されているとは言い難い。

しかし，これまでの国民・市民が選択した結果として今日の少子化問題があるのだから，逆に言えばこれからの選択の如何によって解決を含めて将来に変化をもたらすことも可能である。

そのためには，独身者も含め各個人，各家庭がこれからの日本社会のあり方を考え，どのような責任ある選択をすべきかを真剣に考え，行動すべきであり，政府，自治体及び企業はこれらの多様な選択を可能な限り保証するとの姿勢を持つべきである。

したがって，少子化対策の第一歩として，関係当事者を越えた社会構成員全体が正確に少子化の現状と将来展望を理解し，その上で各当事者が責任ある選択を果たしていくことができるよう，行政が，社会保障や行財政のあり方も含め，様々な機会に少子化に関する情報の提供，広報を行い，粘り強く少子化に関する社会的な関心の喚起を図ることが重要である。

企業に対する家庭と仕事のあり方に関する働きかけ

札幌市に対する二つ目の提言は、家庭と仕事の見直しに関わる企業への働きかけである。少子化の問題は、生活全体のあり方に密接に関わる事柄であり、少子化の背景には、長時間労働の常態化、育児休業制度をとりにくい職場の雰囲気など、男女ともに家庭と仕事の両立が困難な職場環境が密接に関わっている。

男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法が施行され数年以上が経過しているにも関わらず、依然として企業では女性、中でも子育て中の女性を敬遠し、採用抑制、結婚・出産退職慣行などが残っている。その一方で、我が国の製造業の年間労働時間は目標とする1,800時間の達成が視野に入るまで短縮が進んできたが、その実態は、長時間勤務の正規労働者と派遣・アルバイト・パートタイム労働者への切替えによる二極化と考えられ、過労死の労災基準の見直しがなされるなど、依然としていくつかの課題が残っている。

我が国の25歳から34歳までの女性労働者のうち、3人に1人はパート・アルバイト・派遣・契約・嘱託等の非正規社員で占められており、これらの労働力なくしては経済が成り立たない時代が到来しつつある。これらの非正規社員には子どもを持つ母親も多数含まれていると考えるのが自然である。したがって、女性の活用は企業経営上も不可欠のはずだが、現実にはそのあり方が真剣に検討されてきたとは言い難い。

今日、働く男女ともに家事も含めた介護や育児などの分担をする機会が多くなっているが、企業の意識が変化し、労働環境が大きく変化しない限りそれらを果たすことは困

難であろう。

家庭と労働のあり方を考え、労働環境の整備を行うことは、これまで、女性の雇用機会均等の確保及び労働時間短縮等に関わる労働政策として、国が責任を持って取り組むべき事項とされてきた。自治体においては男女共同参画の観点から、職場における女性の役割の見直しと家庭への男性の参画を求めてきた。

しかし、少子化対策の観点からは、これらは、日本全体の課題として、家庭や子どもの意義を個々人が見つめ直し、家庭と仕事の関係を再考する時期にきているのではないか。そのためにも、男女ともに多様な働き方を可能とする職場環境が望まれる。

自治体においても、これまでの、子育てと仕事との両立支援策に限らず、子育てや家庭と仕事との関係そのものに踏み込み、誰もが家庭における分担をすることが可能となるよう、労働環境を整備することについても積極的に企業経営者及びそこで働く人々に働きかけていくことが求められていると考える。

さしあたり労働時間の短縮をはじめとし、育児休業制度の取得促進、短時間勤務・フレックスタイム制・在宅勤務・ワークシェアリングなどの柔軟な勤務形態、子どもの看護休暇の導入などを進める「ファミリー・フレンドリー企業」(注¹²)への理解と推進を図ることが、少子化対策にとって不可欠であろう。

更に、一旦退職した後、再就職する女性にとって一般的な就業形態であるパートタイム労働に関して付言するならば、パートタイム労働の労働環境を改善するためには、事業主向けのパートタイム助成金制度(雇用管理改善等)は

あるものの、育児休業制度は事実上利用できない状況となっており、社会保障制度上も様々な課題を負っている。

育児休業が適用にならない者であっても、育児のための勤務時間の短縮等の措置（育児・介護休業法第19条第1項）、及び就学前児童全般に関わる、幼児期の子を養育する労働者に対する措置（同法第20条）が努力義務として課せられているところであり、こうした子育てと仕事との両立のための配慮を企業に対して促がすことも、自治体の少子化対策としてこれからは必要であると考えられる。

企業における働き方の見直しを支援する枠組づくり

上述の企業意識に対する働きかけを踏まえ、更に、これらを具体化するための支援措置についても、提言することとしたい。

昨今は日本経済の不透明感が一層深刻化しており、こうした状況の中で、雇用主は企業の存続を最優先に考えざるを得ないことから、人件費の削減が進んでいることも事実である。したがって、積極的に少子化対策に有効な手だてを講じていくことは、企業の短期的な利益に相反することにもなり、取組が進まない原因にもなっている。

まさしく、社会的ジレンマの典型であり、少子化対策としてこうした懸念を少しでも軽減する取組に対して行政が支援を行う必要があると考える。

そのためには、少子化対策への企業の理解と協力を得るための広報啓発に加え、対策に積極的に取り組む企業が増えるよう、支援策を強化することが望まれる。

北海道における、子育てと家庭の両立を支援する企業の取組は、厚生労働省による「両立支援事業」の取組状況を

見る限り，全国水準には未だ達していないと考えられる。

現状では，市内企業の育児休業の取得率も把握されていないことから，今後の対策の方向性の検討，進捗状況の把握のためにも市内企業の実態について継続的調査を実施することが必要である。また，企業向けの啓発・相談窓口を設置し，厚生労働省所管補助金の活用促進なども含め企業による環境改善の取組を支援する仕組づくりを検討するとともに，北海道労働局と連携し，市内企業への「ファミリー・フレンドリー企業」普及のための表彰制度の導入などについても検討すべきである。更に進んで，札幌市として呼び水的な企業助成のあり方についても将来的に検討する価値がある。

これらは，いずれも労働行政の一環であり，自治体を取り組むべき課題ではないとの見解もあるが，市民の多様なライフスタイルを保障し，必ず訪れる人口減少社会への対策をとることは，市民福祉の増進に寄与するものであり，それが一番実現可能なのは地方分権下の都市自治体なのである。

社会全体で支援する枠組づくり

以上の提言に加え，日本全体の少子化への取組を考えていく上で，子どもをもち育てているあるいは育ててきた人と，それ以外の人の特に経済的負担に関して考察したい。

子育て費用に関しては，様々な試算がなされているが，そのうちの教育費だけを取り上げても，世帯の年収に対する在学費用（世帯の全ての子どもにかかる費用の合計）の割合は，平均 33.5 % に達するとされる（注 13）。

教育費を含む子育て費用の総額は，1人当たり 2,500 万

円程度はかかるとされ、別の推計では教育費が最もかかるケースに及んでは、養育費と教育費の合計が6,300万円に達するなど（注14）、子育て費用が生涯所得に占める割合は相当な水準に達している。

このような負担が、専ら子育て家庭にのみ負わされている現状は、少なくとも将来の国民負担等を考慮すると、必ずしも平等であるとは言えないのではないかとの疑問を持たざるを得ない。もちろん、家庭や子どもを持つことに伴う精神的効果は金銭的には評価できないとの意見もあるが、「産み損」・「育て損」なる用語が認知されつつある現状では、もっと真剣に子育て負担を社会全体で受けとめる必要がある時代となった。

そうした点で、少子化対策への理解の前進を前提として、更に一歩進んで、これらの負担をより幅広く社会全体で引き受けるための税あるいは社会保障等における枠組を再構築したい。

しかしながら、自治体単独で少子化対策目的税を創設することは、市民理解の現状、他の自治体との均衡、導入後の用途等を勘案すると、相当の困難が伴うと考えられる。まずは、国レベルで、負担のあり方を議論することから始め、札幌市においても同様な方向での議論を展開することを提言しておきたい。

10 「子育て共同参画都市」宣言

これまで、「子育て支援都市を目指して」札幌市は対策に取り組んできた。その内容は、決して他の自治体に遅れをとるものではないし、大都市独自の試みとしては高く評価されるものであろう。

しかし、総合的な少子化対策が求められ、市民・企業の積極的な参加を求める今日、あらためて少子化対策に取り組む姿勢を明確化するため、「子育て共同参画都市」宣言を行うことが有効であると考え（注15）。

札幌市は、「札幌市子育て支援計画」で「子育て支援都市」を目指すとしてきたところであり、次の段階として早急に対策の具体化を図り、少子化対策関連予算の優先化、専用基金の設置など特段の配慮を図り、「子育て共同参画都市」を現実のものとするべきである。

また、これにあわせて、「札幌市子育て共同参画シンボルマーク」を定め、関連事業に表示することを勧める。これは、事業の当事者のみならず、幅広く市民全体に札幌市の少子化対策をアピールする上で効果があり、同時に事業の利用者にとっても、自らが支援を受けているとの意識に働きかけることにより心理的な支援効果があるからである。

11 横断的な行政機構

以上のような、従来からのエンゼルプラン的な保育・子育て支援策に、新たな視点も盛り込み、総合的な対策を展開するためには、従来の児童福祉施策の延長線上で少子化対策を捉えるのではなく、これを越えた全体的発想が必要となってくる。

札幌市としても、現在、調整機関として設置されている内部委員会の保健福祉施策総合推進本部に対策の推進を委ねるのではなく、少子化対策の総合的な調査研究、企画調整、推進状況の確認、事業評価を行う推進部局の整備が必要である。

中でも、今日、行政の情報公開の推進と事業の効率的運営が強く求められている。そのためにも、まず、子育て支援施

策も含め少子化に関わる各種事業に関する利用情報の積極的な市民公開が求められる。

また、今後限られた財源で少子化対策を推進する上で、一旦、現行の「札幌市子育て支援計画」を点検評価して、あらためて今後の札幌市の事業のあり方について検討を行いたい。同計画は、広い意味で子育て支援事業と位置付けられる事業を相当広範囲に盛り込んでおり、少子化対策的要素の強い計画となっている。

これらの事業について点検評価を試み、あらためて少子化対策の再構築を行い、優先順位を定めた上で、取組を進めるべきである。そのためには、利用者市民の評価を取り入れる手法を導入し、事業の改善を図っていく必要がある。

これらの調査研究、企画調整、事業評価等に加えて、市民・企業への広報・啓発、企業の相談・助成等の窓口が必要となることも明らかであり、少子化対策の実施を児童福祉行政の延長線上に位置付けることは次第に困難になっていると考えられ、また、それを乗り越えることを提言してきたところである。こうした観点から、札幌市の少子化対策の取組体制について真剣な検討がなされることを望むものである。

おわりに

日本の人口のピークは目前に迫っている。その後には、未だ経験したことのない人口減少社会が控えている。仮に、合計特殊出生率が人口置換水準である2.08に回復しても、それまで続いた人口減少の惰性により、相当長期間に渡り人口減少が続き、人口減少が止まるまでには50年から60年を要するであろう。つまり、深刻な危機感を感じて、社会全体の行動が変容しても、その結果が反映されるまでのタイムラグは今

までのどのような政策よりも長いのである。このことをもつと社会全体で認識してもらいたい。

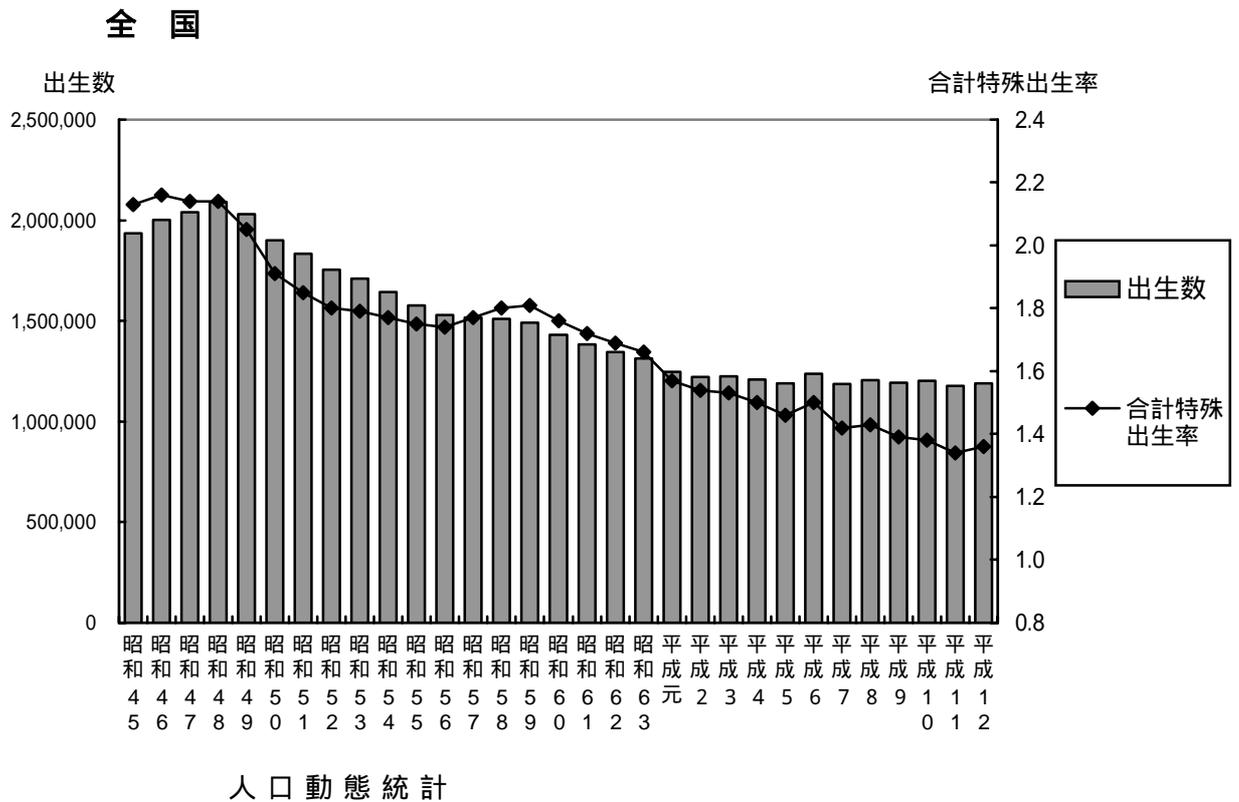
当審議会は、少子化の背景・原因を踏まえ、これからの札幌市の進むべき方向性について具体的に提言すべく審議し、この答申を取りまとめた。答申作成にあたっては、可能な限り政策の実現可能性にも配慮したつもりである。

少子化対策は新たな段階についたばかりと言える。答申内容が札幌市の少子化対策に反映されるとともに、市民一人一人、さらには地域社会や企業も積極的に少子化への取組に参加していただくことを強く期待するものである。

- (注1) 人口を維持するのに必要な合計特殊出生率の水準のことで、2.08
- (注2) 『平成10年度版厚生白書』
- (注3) 成人した後も親元を離れず、親の住居的・経済的支援を受け、リッチな独身生活を楽しむ20代、30代の若い人たち
山田昌弘『パラサイト・シングルの時代』ちくま新書、1999年
- (注4) ある選択をしたことにより、仮にその選択をしないとしたならば本来得られたであろう利益のこと。
- (注5) 幼稚園と大学が私立でその他は国公立の場合
『平成11年度子育てコストに関する調査研究報告書』(財団法人こども未来財団)
- (注6) 『平成9年度版国民生活白書』
- (注7) 金子勇『高齢社会とあなた』NHK出版、1998年
- (注8) 『第11回出生動向基本調査・独身者調査』(国立社会保障・人口問題研究所)
- (注9) 文部省編『高等学校学習指導要領解説 家庭編』2000年
- (注10) 金子勇「都市の少子化と社会的ジレンマ」金子勇・森岡清志編『都市化とコミュニティの社会学』ミネルヴァ書房、2001年、308-324ページ
- (注11) Double Income No Kids、夫婦ともフルタイムで仕事をし、子どもは持たないとの選択をした家庭

- (注12) 仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様な柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のこと。
- 具体的取組としては、以下の様なもの。
- 1 法を上回る基準の育児・介護休業制度を規定しており、かつ、実際に利用されていること。
 - 2 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度をもっており、かつ、実際に利用されていること。
 - 3 仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度を規定しており、かつ、実際に利用されていること。
 - 4 仕事と家庭との両立がしやすい企業文化をもってしていること。
- (例) 育児・介護休業制度等の利用がしやすい雰囲気であること。特に、男性労働者も利用しやすい雰囲気であること。
- 両立について、経営トップ、管理職の理解があることなど等
- (注13) 国民生活金融公庫。平成13年11月。主に高等学校、短期大学、大学等に入学・在学する子どものいる世帯で、国の教育ローン利用世帯を対象とする調査結果
- (注14) AIU保険会社。平成13年4月東京都内における調査結果をもとに算出
- 教育費が最もかかるケースとは、幼稚園から高校まで全て私立、大学が私立の医・歯学部の場合。同じ調査で、(注5)と同じケースの場合(大学は文系とした)は、3,015万円になる。
- (注15) 「子育て共同参画」は北海道大学大学院教授金子勇氏が(注7)で初めて使用した概念である。

図 1 出生数・合計特殊出生率の推移



札幌市

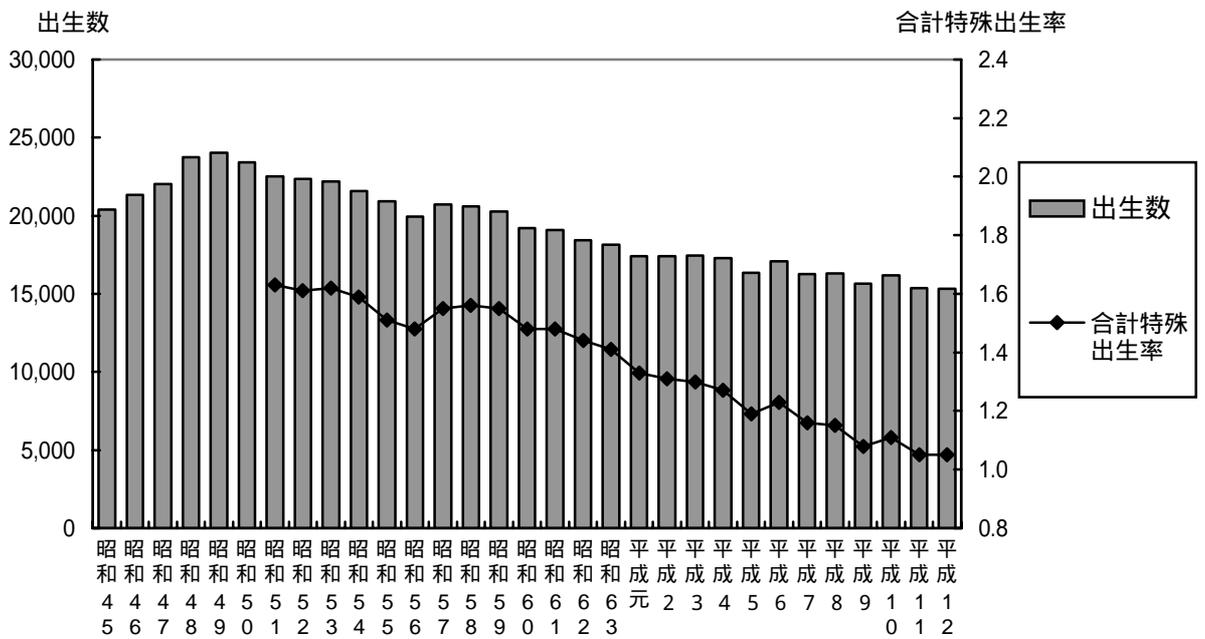


表 1 合計特殊出生率の変化の要素分解

		昭 25 ~ 昭 35 年	昭 35 ~ 昭 45 年	昭 45 ~ 昭 55 年	昭 55 ~ 平 2 年	平 2 ~ 平 7 年	平 7 ~ 平 11 年
合計特殊出生率の変化	期 首	3.65	2.00	2.13	1.75	1.54	1.42
	期 末	2.00	2.13	1.75	1.54	1.42	1.35
	変化量	-1.65	0.13	-0.39	-0.20	-0.12	-0.07
有配偶出生率の変化による影響	総 数	-1.37	0.08	-0.15	0.17	0.05	0.00
	15 ~ 19 歳	-0.01	0.00	0.01	0.01	0.00	-0.01
	20 ~ 24 歳	-0.06	0.01	0.01	-0.02	0.00	0.01
	25 ~ 29 歳	-0.24	0.10	-0.06	0.00	-0.02	-0.04
	30 ~ 34 歳	-0.50	0.01	-0.07	0.14	0.04	0.01
	35 ~ 39 歳	-0.41	-0.02	-0.03	0.04	0.03	0.02
	40 ~ 44 歳	-0.15	-0.01	-0.01	0.00	0.00	0.00
	45 ~ 49 歳	-0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
有配偶率の変化による影響	総 数	-0.27	0.05	-0.24	-0.38	-0.17	-0.07
	15 ~ 19 歳	-0.04	0.00	-0.01	-0.01	0.00	0.01
	20 ~ 24 歳	-0.22	-0.02	-0.14	-0.13	-0.03	-0.02
	25 ~ 29 歳	-0.04	0.04	-0.08	-0.21	-0.10	-0.04
	30 ~ 34 歳	0.02	0.02	-0.01	-0.03	-0.04	-0.02
	35 ~ 39 歳	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	40 ~ 44 歳	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	45 ~ 49 歳	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

『人口統計資料集 2000』(国立社会保障・人口問題研究所)

年齢各歳別データに基づく。ただし平成 11 年は年齢 5 歳階級による。

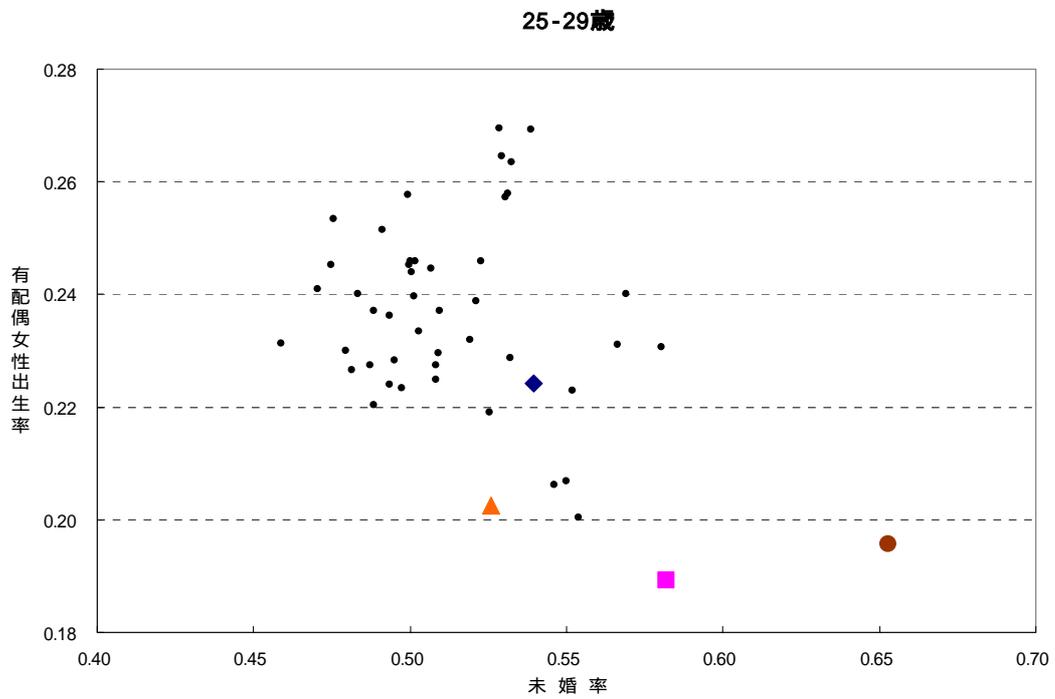
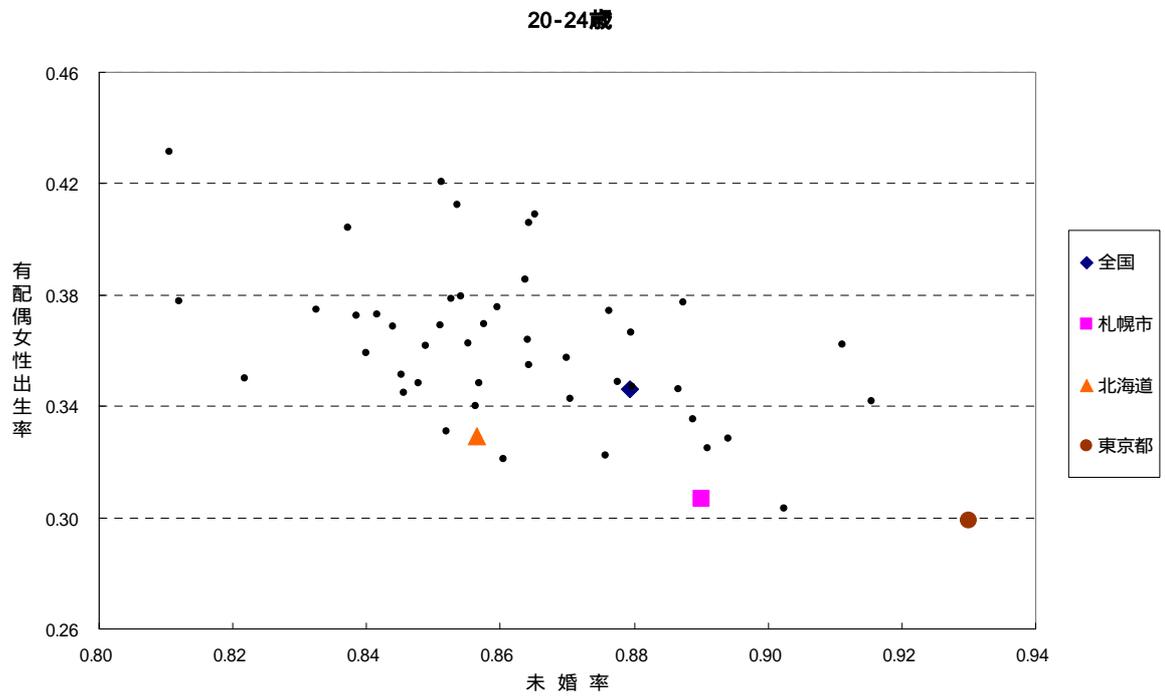
平成 11 年の有配偶率は『労働力調査年報』による。

表 2 合計特殊出生率変化の要因分解

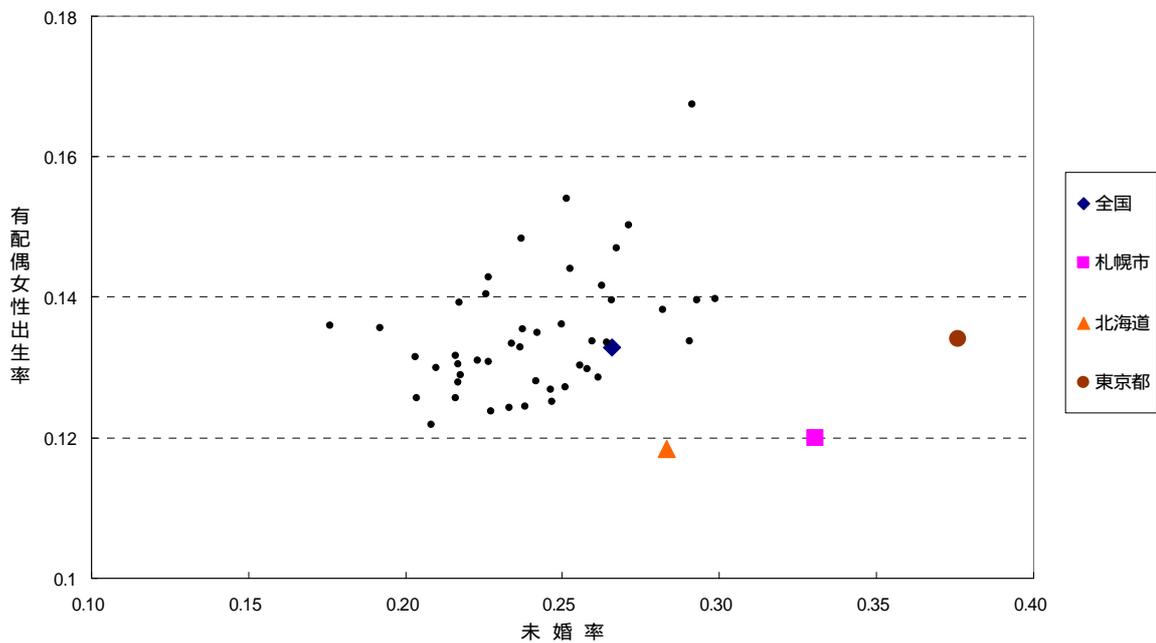
		昭 30 ~ 昭 35 年	昭 40 ~ 昭 45 年	昭 50 ~ 昭 55 年	昭 60 ~ 平 2 年	平 7 ~ 平 12 年
合計特殊出生率の変化	期 首	2.36953	2.13926	1.90889	1.76356	1.42170
	期 末	2.00390	2.13494	1.74582	1.54265	1.35918
	変化量	-0.36563	-0.00433	-0.16307	-0.22091	-0.06253
有配偶出生率の変化による影響	年齢合計	-0.33801	0.00174	0.03942	-0.00093	0.10380
	15 ~ 19 歳	-0.00147	-0.00392	0.00241	0.00084	0.00346
	20 ~ 24 歳	0.00022	-0.01518	0.00145	-0.01110	0.01857
	25 ~ 29 歳	0.00206	0.02972	0.04343	-0.06289	-0.00482
	30 ~ 34 歳	-0.16516	-0.00760	0.00263	0.04600	0.04522
	35 ~ 39 歳	-0.13351	0.00062	-0.00810	0.02428	0.03592
	40 ~ 44 歳	-0.03831	-0.00183	-0.00229	0.00198	0.00533
	45 ~ 49 歳	-0.00184	-0.00006	-0.00012	-0.00003	0.00011
女子の有配偶率変化による影響	年齢合計	-0.02762	-0.00607	-0.20249	-0.21998	-0.16632
	15 ~ 19 歳	-0.00653	0.00433	-0.00405	-0.00570	0.00495
	20 ~ 24 歳	-0.03214	-0.01667	-0.12882	-0.07044	-0.02419
	25 ~ 29 歳	0.00073	-0.00265	-0.06259	-0.12346	-0.08612
	30 ~ 34 歳	0.00406	0.00663	-0.00666	-0.01929	-0.05053
	35 ~ 39 歳	0.00538	0.00195	-0.00043	-0.00097	-0.00971
	40 ~ 44 歳	0.00092	0.00031	0.00007	-0.00012	-0.00072
	45 ~ 49 歳	-0.00003	0.00003	0.00001	0.00000	0.00000

社会保障審議会人口部会資料
年齢各歳別データに基づく

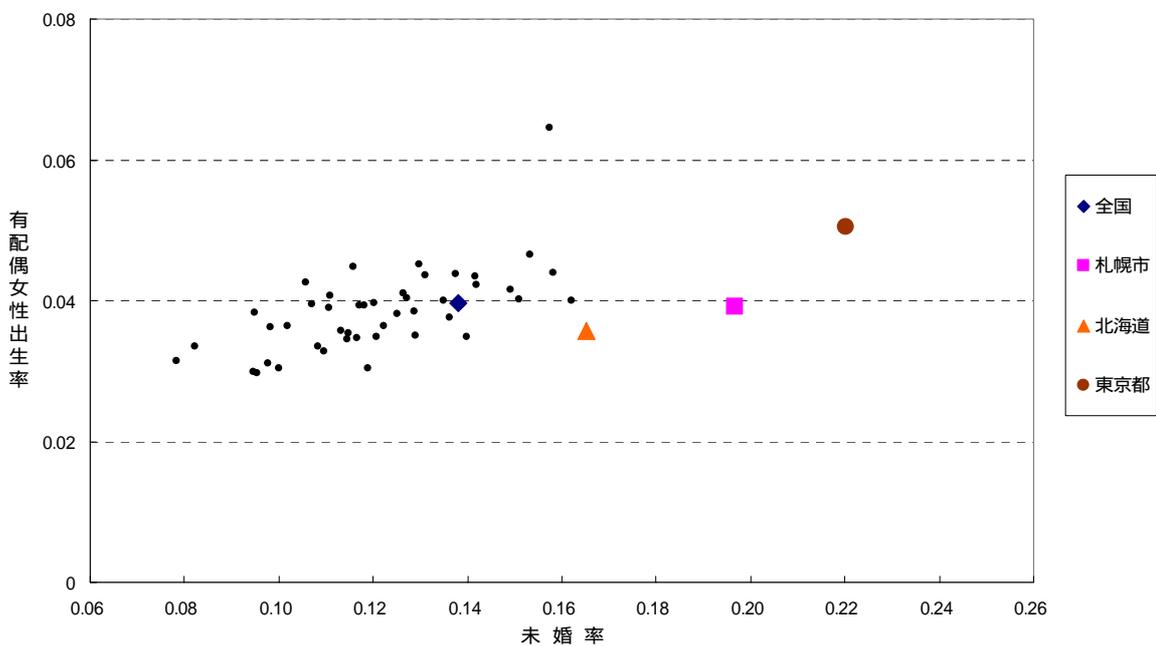
図 2 未婚率と有配偶女性出生率の関係



30-34歳



34-39歳



有配偶女性出生率 = 出生数 / 有配偶女性人口

国勢調査，人口動態統計，札幌市衛生年報から作成

審 議 経 過

- 平成12年11月21日 少子化対策専門分科会開催
- ・専門分科会の運営について
 - ・諮問事項の趣旨について（説明，意見交換）
- 平成12年12月21日 少子化対策専門分科会開催
- ・人口動態及び主要な少子化対策の経緯について（説明，質疑）
 - ・少子化に関する調査結果について（説明，質疑）
- 平成13年 1 月30日 少子化対策専門分科会開催
- ・札幌市子育て支援計画の推進状況について（説明，質疑）
 - ・主要国の人口政策について（説明，質疑）
 - ・少子化の背景にある社会環境について（説明，意見交換）
- 平成13年 2 月13日 少子化対策専門分科会開催
- ・子育てに伴う負担感について（説明，意見交換）
- 平成13年 3 月29日 少子化対策専門分科会開催
- ・前回までの審議経過の総括（説明）
 - ・次回会議以降の審議方針について（意見交換）
- 平成13年 4 月27日 少子化対策専門分科会開催
- ・女性の就労環境について（説明，意見交換）
 - ・少子化対策に対する新たな発想法について（委員提供資料にもとづき意見交換）
- 平成13年 5 月23日 少子化対策専門分科会開催
- ・札幌圏における少子化の人口学的分析について（説明，意見交換）
 - ・少子化対策の検討にあたっての基本方針について（意見交換）
 - ・ワーキンググループ構成員の選出
- 平成13年 6 月14日 第1ワーキンググループ会議開催
- 平成13年 8 月 2 日 第1ワーキンググループ会議開催
- 平成13年 8 月 3 日 第2ワーキンググループ会議開催
- 平成13年 8 月27日 第1ワーキンググループ会議開催

- 平成13年 8月27日 第2ワーキンググループ会議開催
- 平成13年 9月26日 第1ワーキンググループ会議開催
- 平成13年10月 1日 第2ワーキンググループ会議開催
- 平成13年10月29日 第2ワーキンググループ会議開催
- 平成13年11月 2日 ワーキンググループ合同会議開催
- ・各ワーキンググループにおける調査審議経過について（報告，意見交換）
- 平成13年11月12日 第1ワーキンググループ会議開催
- 平成13年11月19日 第2ワーキンググループ会議開催
- 平成13年12月10日 ワーキンググループ合同会議開催
- ・答申案骨子の検討
- 平成13年12月27日 少子化対策専門分科会開催
- ・ワーキンググループ調査審議経過の報告
 - ・答申案骨子の審議
 - ・起草委員選任
- 平成14年 1月17日 起草委員会開催
- 平成14年 2月26日 少子化対策専門分科会開催
- ・答申案審議
- 平成14年 3月14日 札幌市社会福祉審議会開催
- ・答申案審議

少子化対策専門分科会委員名簿

分科会長	千葉 博正	札幌大学経営学部教授 (第1ワーキンググループ)
副分科会長	柿本 伸之	社団法人札幌市私立保育所連合会会長 (第2ワーキンググループ)
臨時委員	岩田 美香	北海道医療大学看護福祉学部医療福祉学科講師 (第2ワーキンググループ, 起草委員)
臨時委員	加藤 欣子	札幌医科大学保健医療学部講師 (第1ワーキンググループ)
委員	金子 勇	北海道大学大学院文学研究科教授 (第1ワーキンググループ座長, 起草委員)
委員	住田 和子	藤女子大学人間生活学部教授 (第2ワーキンググループ)
委員	高田 八重子	北海道労働局雇用均等室長
委員	馬場 芳彦	札幌市里親会会長
臨時委員	林 美枝子	札幌国際大学人文・社会学部国際文化学科助教授 (第2ワーキンググループ座長, 起草委員)
委員	松尾 敏子	札幌市ボランティア連絡協議会理事
委員	山岸 紀子	前札幌市PTA協議会副会長
臨時委員	吉田 耕一郎	國學院短期大学幼児教育学科助教授
前委員	河合 健彦	北海道教育大学付属教育実践総合センター助教授 (平成13年3月31日まで)